

業務参考資料No.75

# 国際婦人年をめぐって



昭和52年 3月

労働省婦人少年局



International  
Women's Year  
1975

#### 国際婦人年シンボルマーク

国連事務局は、国際婦人年に当たり国際婦人年シンボルマークを発表した。シンボルマークは平和の象徴、生物学上の女性記号（♀）および数学の等位記号（=）をデザイン化したもの、デザイナーは米国のヴァレリー・ペテイス女史。

なお、このシンボルマークは、「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」のシンボルマークとしても使われることが、1976年3月国連事務局より発表された。



昭和50年11月5日・6日 国際婦人年記念日本婦人問題会議



田部井淳子 5月16日、エベレスト日本女子登山隊（久野英子隊長以下15人）登はん隊長としてサーダーのアンソエリンと2人で8848メートルの頂上をきわめ、女性最高到達世界記録をつくった。

# 婦人問題集中審議

婦人問題集中審議の開催は、わが国の婦人行政の推進に大きな課題と、新たな出発点を与えるきっかけをつくりました。ここに国際婦人年をめぐっての婦人の地位向上に関連の深い施策を中心に、関係事項をとりまとめました。

## 女の領域、深く追及



（左から）アポン、（右）三浦正太郎氏  
 世界婦人会議開幕式に出席する様子

### 世界婦人会議 開幕式

【本紙記者東京二十一日電】世界婦人会議の開幕式は、二十一日午後六時、東京の国際ホテルで、三浦正太郎外相の司会のもと、約二百名の来賓が出席して行われた。三浦外相は、この会議が、わが国の婦人行政の推進に大きな課題と、新たな出発点を与えるきっかけをつくりました。ここに国際婦人年をめぐっての婦人の地位向上に関連の深い施策を中心に、関係事項をとりまとめました。関係行政機関等の御参考になれば幸いに存じます。

### 世界会議、メキシコで開幕

【本紙記者東京二十一日電】世界婦人会議の開幕式は、二十一日午後六時、東京の国際ホテルで、三浦正太郎外相の司会のもと、約二百名の来賓が出席して行われた。三浦外相は、この会議が、わが国の婦人行政の推進に大きな課題と、新たな出発点を与えるきっかけをつくりました。ここに国際婦人年をめぐっての婦人の地位向上に関連の深い施策を中心に、関係事項をとりまとめました。関係行政機関等の御参考になれば幸いに存じます。

## 婦人の地位向上へ結集

はしがき

国際婦人年は、わが国の婦人行政の推進について大きな課題と、新たな出発点を与えるきっかけをつくりました。ここに国際婦人年をめぐっての婦人の地位向上に関連の深い施策を中心に、関係事項をとりまとめました。

関係行政機関等の御参考になれば幸いに存じます。

昭和52年3月

労働省婦人少年局

# 1 国際婦人年を中心とする諸活動

## 目 次

1 国際婦人年を中心とする諸活動	1
(1) 国際婦人年のスタートに当たって	1
(2) 婦人週間を中心とする啓発活動の展開	5
(3) 国会の動き	7
(4) 国際婦人年世界会議等への参加	9
(5) 日本婦人問題会議等の開催	21
(6) 行政機関、婦人団体等の取り組み	25
イ 行政機関	25
ロ 婦人団体等	33
ハ マス・メディア	34
2 各分野への婦人の参加の促進	35
(1) 政策決定への参加	35
(2) その他の主な話題	37
参 考 国際婦人年関係政府資料一覧	39

### (1) 国際婦人年のスタートに当たって

国連は1945年の発足以来、婦人の地位向上と男女平等をめざして積極的な努力を続けてきたが、現実には未だ立遅れている面が多々あるところから、婦人の問題に集中的に取り組み、男女の実質的な平等を進めるために、1972年、第27回国連総会決議で1975年を国際婦人年とすることを決定した。

同決議は、1975年を国際婦人年と宣明し、(イ)男女平等の促進、(ロ)経済社会・文化の発展への婦人の参加、(ハ)国際友好と協力への婦人の貢献を目標と定めた。

また、1975年が特に選ばれた理由としては、国連婦人の地位委員会が設立されて以来四分の一世紀が経過したこと及び「第二次国連開発の10年」(1970～80年)の期央に当たる年であることがあげられている。

国際婦人年には、国連をはじめ各国で多彩な行事が行われたが、わが国でも政府、婦人団体等が、国際婦人年の目標である「平等・発展・平和」をテーマに活発な諸活動がくりひろげられた。

国際婦人年について、広く社会一般に周知するため、昭和49年1月に開催された第25回国連婦人の地位委員会において国際婦人年の活動計画案が決まると、直ちに、3月労働省では婦人団体、労働組合、使用者団体、報道機関等に呼びかけ、婦人問題懇談会を開催し、国際婦人年の趣旨、活動計画案をもとに懇談を行った。

民間においては、評論家の吉武輝子氏、樋口恵子氏ら有志が集まって、昭和49年8月に「国際婦人年をチャンスに女が行動を起こす準備会」(仮称、後に「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」)が結成されたのをはじめとして、同年12月には国連NGO国内婦人委員会が巾広

い範囲の婦人団体に呼びかけ、「国際婦人年日本大会準備会」(後に、「国際婦人年日本大会実行委員会」)が結成され、婦人の中で国際婦人年に対する関心が高まってきた。

また、労働省は、10月8日、婦人団体、使用者団体、労働組合、報道機関及び総務省外務省などの関係行政機関等の関係者に呼びかけ、国際婦人年国内連絡会議を開催し、国際婦人年に際して民間団体の活発な活動を促すこととした。

労働省婦人少年局としては、国際婦人年の活動として、

- 国際婦人年国内連絡会議の開催
- 国際婦人年記念日本婦人問題会議の開催
- 婦人週間、婦人労働旬間の実施
- 内外婦人問題有識者による巡回講演会の開催
- 意見募集の実施
- 婦人に関する国際会議等への参加と協力
- 日本・ILO婦人労働行政アジア地域計画の実施
- 勤労婦人の地位と役割に関する日米共同研究の実施
- 国際婦人年記念出版物(婦人の歩み30年)の発行
- 婦人の地位向上に関する広報資料の作成とマス・メディアによる広報活動
- 国際婦人年情報の作成

の諸事業を実施することとし、本格的な準備に入った。

政府としては、まず昭和50年の年頭に当たり、三木内閣総理大臣が、第75国会の施政方針演説において「ことしは国連決議による『国際婦人年』に当たる。この有意義な年に当たり、婦人の地位向上にいっそう努力していく」と婦人の地位向上に意を用いる旨を述べた。

また、昭和50年1月19日には、国際婦人年にあたっての総理大臣メッセージを発表し、全国紙に半ページ広告を掲載するなど、婦人年の広報、周知につとめた。

## 資料1

### 国際婦人年にあたって

ことし、1975年は、国連が全世界の婦人の地位向上を目指して宣言した「国際婦人年」であります。

それがまた、わが国の婦人参政30周年に当たります。

この意義深い年をさらに有意義な年にするため、私は国際的にも、国内的にも婦人の地位向上を目指して一そうの努力をいたす決意です。

本年6月中旬には、メキシコにおいて、国際婦人年世界会議が開かれます。この国際会議が大いなる成果を上げられるよう、わが国もできるだけ協力をいたさなければなりません。

日本婦人の声をこの国際会議に大きく反映していただきたいと思います。

同時に、国内においても、いろいろの行事が予定されております。できるだけ多くの婦人の積極的参加を期待しています。

社会は男女両性によって構成されているのですから、国際社会の平和と発展も、国内社会の安定と繁栄も、両性の等しい貢献なくしてはなし遂げられません。

私は「物質生活は簡素に、精神生活は豊かに」と念願しておりますが、特に婦人の御理解と御協力を得て、物心ともに美しい平和な日本を築き、もって世界の平和にも寄与いたしたいと存じます。

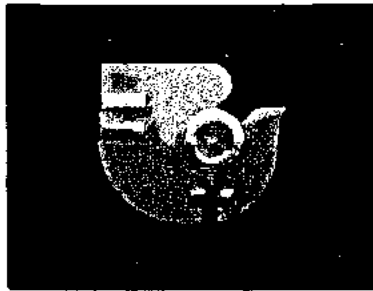
内閣総理大臣

三木武夫

## (2) 婦人週間を中心とする啓発活動の展開

国内において、最初の山となった行事は例年4月10日から一週間にわたって行われる「婦人週間」であった。この年の婦人週間はテーマを国際婦人年の趣旨に沿って「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」として全国的に活発な活動を展開し、例年に比べ大きな関心が寄せられ、諸行事への参加者も多かった。

日本国際連合協会は、「国際婦人年」のシンボル・マークのバッジ、タイタック、ブローチを発行した。(昭和50年2月)



## 資料 2

# 第27回婦人週間実施要綱

## 1 趣 旨

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別活動として設けられたもので、例年我が国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から一週間全国的に展開されます。

本年は特に国際連合が宣言した国際婦人年に当たるので、この趣旨に沿い、下記のテーマによって婦人週間を実施するとともに、年間を通じて活動を促進します。

## 2 テ ー マ

### 男女の平等と婦人の社会参加をすすめる

急速に変転する今日の社会にあって、婦人の果たす役割はさらに重要性を増しつつあるところから、政策決定への参加など、あらゆる分野における男女の権利と責任の平等を促進し、経済・社会・文化の発展と国際友好・平和の増進に婦人が貢献することを強調します。

3 期 間 昭和50年4月10日～16日

4 主 唱 労働省

5 協力を依頼する機関、団体等

関係官公庁 婦人団体 青年団体 労働団体 経営者団体  
社会福祉団体 職能団体 文化団体 報道機関 その他

6 主唱機関が行うこと

- ・ 国際婦人年及び婦人に関する内外の情報の提供
- ・ 講演会・討論会・講座等本運動の趣旨に沿った行事の開催
- ・ 特別相談期間の設定等相談活動の強化
- ・ 資料の作成と広報活動
- ・ その他国際婦人年の趣旨に沿った研究・調査・交流活動等の実施

7 関係機関、団体に協力を依頼すること

- ・ 本運動の趣旨に沿った各種活動の実施
- ・ 主唱機関が実施する諸活動への参加・協力

労働省において例年実施している婦人労働旬間も、昭和50年は、国際婦人年の趣旨に合わせて、「職場における男女の平等をすすめる」をその目標とした。職場における男女の平等について関係法令の周知徹底、実情の再点検及び改善のための自主活動の促進、国際婦人年に関する認識の昂揚に運動の重点をおき多彩な行事が実施された。

## (3) 国会の動き

国会においては、衆・参両院とも婦人の問題が繰り返し取り上げられた。

特に、6月13日には、衆議院社会労働委員会で、国際婦人年にちなみ、はじめ、婦人の問題についての集中審議が行われた。また、このような中で、衆・参両院の超党派婦人議員により、「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」が提案され、6月17日衆議院で翌18日参議院でそれぞれ満場一致で採択された。



## 国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議

国際連合は、国連憲章、世界人権宣言の趣旨に基づき本1975年を国際婦人年と宣言し、男女平等の促進、政治、経済、社会、文化の発展計画への婦人の十分な参加の確保、国際平和にとり増大しつつある婦人の役割の認識、これら三目標を達成するため、集中的な行動を行う年と決定している。

国際連合第二十二回総会の「婦人に対する差別撤廃宣言」は、第一条で、「男子との平等を事実上、否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」とうたっている。日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることをここに改めて確認する。

現在、我が国において、人口の過半数を占める婦人は、政治、経済、社会、文化の諸分野においてその役割をはたしつつあるとはいえ、なお、その能力を全面的に発揮しうる社会的環境が必ずしも十分とはいえず、賃金、雇用の機会をはじめ社会生活における事実上の男女の不平等が存在している。

このように婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照らし、十分な保護を確立するために、すべての適切な方策がとられるべきである。政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に関する国際連合の宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実効を上げるために全力をつくすべきである。

右決議する。

一方、数年前から種々形をかえて提案されてきた女子教育職員等の育児休業に関する法案が第75回国会で、五党（自民、社会、公明、共産、民社）の共同提案による議員立法として提案され、7月3日、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」として成立、昭和51年4月1日から施行されることとなった。

### (4) 国際婦人年世界会議等への参加

国連は、1974年9月、カナダのオタワにおいて「婦人の開発への参加の促進と男女差別撤廃に関する国家組織に関するセミナー」、1975年3月、ニューヨークの国連本部において「国際婦人年世界会議諮問委員会」を開催する等国際婦人年を成功させるための準備活動を進め、日本から政府関係者が参加した。

国連の国際婦人年最大の行事である「国際婦人年世界会議」は、1975年6月19日から7月2日までの2週間、メキシコ市において開催され、参加133か国及び国連の諸機関、オブザーバー国等から、約3,000名が出席した。日本からは、藤田たき氏を首席代表とする政府代表団及び超党派婦人議員10名よりなる顧問団が参加した。また、各国元首とともに三木内閣総理大臣もメッセージを送った。

会議では世界行動計画、34の決議、メキシコ宣言が採択された。

なお、1975年末に開催された第30回国連総会は、「世界会議が採択した勧告等を含めた国際婦人年」並びに「社会における婦人の地位と役割」を議題として取り上げ、審議の結果、婦人に関する決議を10採択した。このうち、「国際婦人年世界会議」と題する決議の中で、1976年から85年の10年を「国連婦人の10年」とすることを宣言した。

## 日本政府代表团

首席代表	藤田 たき	(婦人少年問題審議会会長)
代表	森山 真弓	(労働省婦人少年局長)
"	大鷹 正	(国連日本政府代表部公使)
代表代理	東浦 めい	(婦人少年問題審議会委員)
"	矢口 光子	(農林省農蚕園芸局生活改善課長)
"	志熊 敦子	(文部省社会教育局婦人教育課長)
"	長尾 立子	(厚生省児童家庭局母子福祉課長)
代表代理	若林 之矩	(在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官)
"	黒川 剛	(外務省国際連合局社会課)
"	地引 嘉博	(国際連合日本政府代表部一等書記官)
"	久保田 幸子	(労働省婦人少年局婦人課)
代表顧問	鈴木 孝	(メキシコ国駐劄特命全權大使)

## 顧問団

衆議院議員	参議院議員
栗山 ひで (自民党)	志村 愛子 (自民党)
金子 みつ (社会党)	中村 登美 (自民党)
高橋 千寿 (自民党)	山東 昭子 (自民党)
田中 美智子 (共産党・革新共同)	佐々木 静子 (社会党)
	柏原 ヤス (公明党)
	中沢 伊登子 (民社党)

## 国際婦人年世界会議議題及び日程

第1日目の本会議において、次の12の議題が採択された。

1. 開会式及び議長選出
2. 手続規則の採択
3. 議題採択
4. 委員会設置及び作業計画
5. 役員選出
6. 代表信任状審査
  - (a) 信任状審査委員会の指定
  - (b) 信任状審査委員会の報告
7. 国際婦人年の目標、現在の施策及び計画
8. 国際平和の強化及び人種差別撤廃等への婦人の参加
9. 男女の地位及び役割の変化及び平等の達成にとっての障害
10. 男性と対等な立場での婦人の開発過程への参加
11. 世界行動計画
12. 会議報告書の採択

## 国際婦人年世界会議日程

## 本会議

1975年6月19日(木)

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 11:00 A・M | 開会式及び議長選出(議題1)       |
| 午後        | 1. 手続規則採択(議題2)       |
|           | 2. 議題採択(議題3)         |
|           | 3. 委員会設置及び作業計画(議題4)  |
|           | 4. 役員選出(議題5)         |
|           | 5. 信任状委員会の指定(議題6(a)) |

6月20日(金) 一般討論  
 ) (議題7及び8の問題を含む)  
 6月30日(月)  
 7月1日(火) 世界会議の報告採択(議題12)  
 ) 第1委員会報告の審議(議題11)  
 2日(水) 第2 " ("10)

#### 第1委員会

6月20日(金) 役員選出、作業計画採択  
 ) 「世界行動計画」案、「宣言」案、及び6つの決議案  
 の審議採択(議題11)

7月1日(火)

#### 第2委員会

6月20日(金) 役員選出、作業計画採択  
 ) 議題8、9、10に関する28の決議案の審議  
 7月1日(火)

### 資料6

## 藤田日本政府首席代表演説

### 議長

私は、日本政府を代表して、貴下がこの歴史的な会議の議長の要職に就かれたことに敬意を表するとともに、この会議が議長の優れた、かつ、公正なる指導力のもとに、実り多き成果を挙げることを期待致します。わが代表団は、議長がこの重大な責務を遂行されるために協力を惜しまない所存であります。

私はまた、今回の会議にあたり開催国として多大の労をとられたメキシコ合衆国政府と国民に対し、心からの感謝の意を表したいと思います。

### 議長

国連憲章をはじめとする数多くの国際文書において、人類の夫々半分を構成する男性と女性の基本的な平等が不磨の原則として高らかに宣言されているにもかかわらず、現実の社会においては、男女間に、或は制度上の、或は社会意識の立遅れに起因する、さまざまな不公正な格差が存在することは、何人も否定し得ない事実であります。そして、このような現状を克服するためには、世界の各地において個人と政府・民間の諸機関が、所与の条件に応じて不断的努力を続ける必要があることはもとより、凡ゆるレベルにおける国際協力が促進されなければならないことは明らかであります。

日本政府と国民は、国際連合がかかる認識に基づいて1975年を国際婦人年と指定し、この世界会議を召集したことを高く評価し、心から歓迎するものであります。日本政府はまた、この機会に、この会議の文書を準備するに際して優れた貢献をされた諮問委員会のメンバーに対し、更に、1946年以来男女同権の原則実現のために数々の業績を挙げてこられた国際連合婦人の地位委員会に対し、深甚なる感謝と賞讃の念を述べたいと思います。

### 議長

過去において婦人問題は、主として婦人の個人としての権利の伸長という観点から取扱われて来ました。それは特定の時代の状況のもとでは、ある意味で正しいアプローチであったと言えます。しかし、今や、婦人の持っている潜在的、顕在的な能力を人類社会の進歩のためにいかに活用するかという観点から、この問題に取り組むべき時が到来していると思います。わが代表団は、国連がかかる事態を認識して、この会議の中心テーマとして「平等」、「発展」、「平和」の3つの目標を選ぶとともに、婦人の持つ能力をいかに世界の平和と福祉のために結集し活用し得るかという新しい発想に基づいて会議を招集したことは、誠に時宜を得たものと考え、これを歓迎するもので

あります。この3つの概念は、もとより、個々に切離して考察されるべきものではなく、その相互依存性において把握される必要があり、その何れにも絶対的な優先性を与えることが出来ないことは自明の理であります。

この世界会議は、これら3つの言葉に結晶する凡ゆる事象を、婦人との係り合いにおいて包括的に検討、審議し、それを通じて、人類社会の担い手としての婦人の持つ可能性を更めて確認し、宣明すると言う斬新な目的を持って居ります。日本政府は、そのための具体的指針としての「世界行動計画」案に大きな意義を認め、全体としてはこれを支持するものであります。

#### 議 長

私はここで、日本の婦人問題に触れてみたいと思います。

我が国は、過去100年と言う比較的短い時間の中に、近代的工業国家への変貌を遂げました。この間の発展が急激であっただけに法制度の拡充完備や人間の意識、社会慣行の改変が、経済・社会の進展に追いつけなかった場合が多々あり、近代日本社会における婦人運動の歴史は、この間のギャップを克服するための苦しい努力の累積であったと言っても過言ではありません。

一例として、本年はわが国における婦人参政権実現30周年にあたりますが、ここに至るまでには、それに先立つ半世紀に亘っての婦人運動の先達の不屈の努力が少なからぬ寄与をなしております。

今日、日本国憲法は、男女両性の平等を謳って居り、教育の機会均等は保障され、数年来後期中等教育においては女子の就学率が男子のそれを上廻って居ります。また、就業者総数に占める婦人の割合は4割弱に達しております。古来日本においては、婦人の任務を家庭を守ることにあると言う考え方が極めて強かったのですが、今や社会の能動的構成分子としての婦人の役割も広く認識されつつあります。

しかしそれは、決して、婦人の完全な社会参加を実現する上での障壁が、

現在の日本において最早消滅したことを意味しているわけではありません。

この30年間、制度の面では少なからぬ進歩が達成されましたが、現実の問題としては、尚各種の不均衡と矛盾、そして偏見が存在し、解決を待っているのであります。

現に婦人の職場への進出は急速に増加しているものの、質的に見れば、低賃金の単純労働に従事しているものが多く、その結果婦人労働者全体の平均賃金は男子のそれに比しかなり低いのが実情であります。基幹農業従事者のうち6割弱が婦人であり、生産への参加、貢献は著しいものがあるのですが、それが適正な評価を受けているか否かという問題があります。更に近年高等教育を受ける婦人の数は著しく増えているのですが、学業をおえた後に就職の機会が極めて限定されている事実も指摘されなければなりません。また、最近既婚婦人が職業を含め、社会の各方面に活躍することが増加していることから、家庭生活との調和をどのようにするかも大きな課題であります。

かかる状況の下において、わが国各界の婦人団体は、国際婦人年とこの世界会議に強い関心を示しており、年間を通じて多岐にわたる活動が展開されつつあります。現に国会では、超党派婦人議員グループのイニシアティブにより、この会議の直前に、婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照し、十分な保護を確立するために、適切な措置がとられるべきであり、このため、政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に関する国際連合の宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実効を上げるために全力をつくすべきである旨の決議が満場一致で採択されました。また政府の予定している行事に加え、一例として41にのぼる婦人団体がその政治的立場などを超越して、今秋に予定されている国際婦人年日本大会をめざして年頭以来活発な準備活動を展開していることを報告したいと思っております。

三木内閣総理大臣は、年頭に、国際婦人年にあたって全国民に呼びかけるメッセージを発表し、これは、新聞等によって広く国民の間に報道されました。また、毎年4月に全国的規模で実施されている婦人週間も、今年で27回目を迎えました。本年は国際婦人年を背景として特に活発に展開され、例年を遙かに上回る参加者を記録致しました。ついで5月には、日本女子登山隊が、女性として初めて世界最高峰たるエヴェレストを征服致しましたが、これは現代日本の婦人の活発な進出ぶりを示す好例といえます。

更に、婦人の社会参加促進に果すマス・メディアの実索性は、国連文書でも強調されているところですが、わが国においてはマス・メディアが連日国際婦人年関連問題をとり上げ、社会の関心を盛り上げるのに大きな役割を果たしていることを報告したいと思います。

#### 議 長

わが代表団は、この会議に於いて、各国から学び得るものを広く学び、他方わが国における婦人問題の違った歩みと実情及び問題解決の為に払われている各種の努力を紹介することによって、審議に建設的に寄与して行きたいと思えます。

この会議で検討されるべき提案は極めて広範多岐に亘って居り、国際婦人年たる本年に留らず、今後長期に亘って各国でまた国際社会で検討され、かつ推進されるべきものであり、世界会議はその努力の出発点に過ぎません。この意味において、日本政府は、国連が1975-85年に亘る10年間を婦人と開発のための10年と宣言すべきであるとの行動計画提案を支持するとともに、1985年を、それ迄の10年間の進展を確認し評価する機会とし、そのため具体的な構想を検討すべきであることを提案したいと思います。

わが国は国連の幾つかの会議に於いて、現下の諸重要問題が「対話と協調」の精神によって解決されるべきであることを強調して来ました。この精神は、

婦人をめぐる諸問題についての国際社会の各国のそして男女両性から成る個々人の努力に関してもまさに適用されるべき原則と言えましょう。

わが代表団は、今次会議もまた、「対話と協調」のもとに活発かつ建設的な討議を進め、崇高な理想に導かれつつも優れて現実的な提言を人類に向けて行うことを期待し、かつ確信するものであります。

有難うございました。

#### 資料7 国際婦人年世界会議に対する 三木総理大臣メッセージ

6月24日の本会議において、藤田主席代表がメッセージの朗読に先立ち、婦人運動の先覚者平塚らいちゅうの言葉を引用して次のように述べた。

「日本の古い神話において、太陽は女性の象徴でありました。しかし、日本が近代国家への歩みを始めた20世紀初頭わが国の著名な婦人解放運動家・平塚らいちゅう氏は、次のように呼びかけました。

「元始、女性は太陽であった。今、女性は他の光によって輝く月である。私共は、隠されてしまった我が太陽を今や取り戻さねばならぬ。」

この言葉は、1975年の今も私達を励ましています。

これをお伝えした上、私は、日本すなわち太陽の国の首相三木氏からのメッセージを皆様に御披露することを喜びとするものであります。」

#### メツセージ

国際婦人年世界会議に対して御挨拶をお送りしますことは、私の大きな喜びであります。

人類が平和、開発のみならず環境、資源、食糧、人口、インフレその他の経

済的困難等の諸問題に直面している今日、平等、発展、平和を主なテーマに国連が今年1975年を国際婦人年に指定し、婦人の地位向上をめざして世界各国が一堂に会し討議するためにこの会議を企画したことは非常に有意義なことであります。

人間社会が男女両性によって構成されているものである以上、国際社会の発展と平和も国内社会の安定と繁栄も、両性の等しい貢献及び協力なくしてはなしとげられません。国連が婦人の持つ優れた能力をいかに世界の発展と平和のために役立てうるかという観点から、この会議を召集したことは、誠に歓迎すべきことであり、わが代表団もこの会議の成功のために建設的貢献を行うものと期待しております。

日本においても各界の婦人はこの国際婦人年と世界会議に極めて大きな関心を示しており、国会は「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択しました。日本政府としては、この会議の討論を通じて学びうること及び最終的に決定される行動計画に照らして、婦人の地位の向上のためできる限りの努力を行って、実効をあげうる施策を策定する所存であり、この意味からも会議の成果には非常に大きな期待をかけるものであります。

この会議は歴史上初めて世界的規模において婦人の諸問題が討議されるという意味で、誠に画期的であり、その討議の成行は全世界の注視を受けております。会議がこの世界の期待に応え、実り多き討議を通じて婦人の地位の向上と、婦人の持つ優れた能力による一層大きな人類への貢献への幸多き出発点となることを希望し、かつ確信することをここに申しのべて、御挨拶といたします。

世界会議に先立ち、国連経済社会広報センターは、世界各国のジャーナリストのために「ジャーナリスト・エンカウンター」と題する討論会をメキシコ市において6月16日から18日まで開催した。各国から約300人の新聞記者、雑誌編集者等が参加、その8割が女性であった。

また国連主催の国際婦人世界会議と並行し、同じくメキシコ市において国連経済社会理事会と協定をもつNGOの主催により、「国際婦人年トリビューン」が6月19日から7月2日まで開催された。トリビューンは、世界各地の婦人がその社会的地位や問題点について情報交換や意見交換を行うことを目的に開催され、日本からの約200名を始め、アメリカを中心に約3,000名がこれに参加した。

また、国際婦人年を中心とする婦人に関する国際会議のうち主なものは次のとおりである。

- 昭和50年6月4日から25日まで開催された第60回ILO総会では、国際婦人年に際し婦人労働者の問題を取り上げ、「婦人労働者の機会及び待遇の均等」を議題として討議を行った。その結果、「婦人労働者の機会及び待遇に関する宣言」と「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」を採択した。日本からは政府側及び労働者の代表として、赤松良子氏（政府代表顧問、婦人少年局婦人労働課長）、山本まき子（労働者代表顧問・総評婦人対策部長）、井上恒子（同、全国電気通信労組婦人対策部長）、井上和子（同、全日本航空労組婦人部長）の4名の婦人が参加した。
- 日本政府とILOの初の共同事業として、婦人労働者の保護と福祉の向上を図るため、アジアの発展途上国が婦人労働者に関する調査、政策等の総合的企画、調整等を行う中央行政組織を設置、改善するのを援助するために、「日本、ILO婦人労働行政アジア地域会議」（昭和49年11月18日～29日）が、東京で開催された。この会議に先立ち、関係9か国に専門家が派遣され、事前調査が行われ、会議では、アジア地域各国における婦人労働

行政及びこれを担当する行政組織について経験と意見を交換した。参加者は、アジア地域15か国における婦人労働行政担当官15人である。

その後、この計画のしめくくりとして、昭和50年2月、タイ、バングラデシュ、ヴェトナムに日本から高橋展子氏が専門家として派遣され助言を行った。

○ OECD「経済社会における婦人の役割に関する作業部会」が、第1回（昭和49年11月26日～29日）、第2回（昭和50年7月15日～18日）、第3回（昭和51年11月30日～12月2日）と開催され、保育問題、教育訓練、社会保障、雇用等について検討が続けられている。なお、この作業部会には毎回労働省婦人少年局から担当者（第1回、赤松良子婦人労働課長、第2回柴田知子婦人労働課長補佐、第3回佐藤ギン子婦人労働課長補佐）が参加している。

○ 昭和48年の第9回日米貿易経済合同委員会における日米両国の合意に基づき、「勤労婦人の役割と地位に関する日米共同研究」が進められてきたが、昭和50年4月に東京において、7月にワシントンにおいて2回の専門家会議を開催し、昭和51年はじめ、その報告書を取りまとめた。

一方、民間団体主催による国際婦人年世界大会は、10月20日から24日までドイツのベルリンで開催され、世界各国から700団体2,000人が参加した。

会議では、9つの分科会に分れ、婦人の社会的平等や労働、教育、平和、マスメディア等について討論が行われた。

日本からは、榎田ふき（国際民主婦人連盟副会長、日本婦人団体連合会会長）、山本まき子（総評婦人対策部長）、米原美智子（日本婦人団体連合会国際部長）、山下正子（日本婦人会議議長）、小笠原貞子（日本婦人団体連合会副会長、参議院議員）、細川ミサオ（日教組婦人部副部長）の6氏を代

表役員とする日本代表团（39人）が参加した。

国際自由労連も10月13日から15日までメキシコ市において「平等の権利及び経済、社会、労働組合の分野における婦人の統合に関するシンポジウム」並びに「世界大会」を開催した。

日本からは、高島順子氏（同盟婦人部長）、多田とよ子氏（センセン同盟婦人委員長）、オブザーバーとして大羽綾子氏（日本ILO協会理事）ら24人が参加した。

#### (5) 日本婦人問題会議等の開催

わが国における国際婦人年最大の行事として、また国際婦人年の緒くくりとして、11月5、6日の2日間にわたり、「国際婦人年記念日本婦人問題会議」が開催された。この会議は、総理府、労働省、日本国際連合協会の主催により「男女の平等と婦人の社会参加」をテーマとして東京プリンスホテルで開催され、開会式は、天皇、皇后両陛下の御臨席を運び、三木内閣総理大臣、衆・参両院議長、各閣僚、ヘルビ・シピラ氏（国連国際婦人年事務局長）、シルバ・ゲルバー氏（OECD婦人問題部会議長・カナダ労働省婦人局長）等の来賓、国会議員、有識者、民間団体の代表者約1200人が出席して盛大に行われた。

民間団体においても、多彩な集会、記念行事等を展開したが、最も大きな行事は11月22日に開催された国際婦人年日本大会であった。同大会は、市川房枝氏を実行委員長、久米愛、中村紀伊両氏を副委員長とし、労働組合婦人部から婦人団体まで主義主張も違う幅広い41団体の加盟による国際婦人年日本大会実行委員会により、何度も会合を重ね、実施されたものであり、「日本の婦人運動史上、画期的なこと」（大会における委員長あいさつ）であった。

11月5日(水) 第1日

開会式

天皇皇后両陛下御臨席

開式の辞 労働政務次官 中山正暉  
 式辞 内閣総理大臣 三木武夫  
 挨拶 総理府総務長官 植木光教  
 労働大臣 長谷川 峻  
 日本国際連合協会会長 小坂善太郎

天皇陛下おことば

祝辞 衆議院議員 栗山ひで  
 参議院議員 市川房枝  
 O E C D 婦人問題部会議長  
 シルバ・ゲルバー

メッセージ 国際連合事務総長  
 クルト・ワルトハイム

天皇皇后両陛下御退席

記念講演

「社会進歩における婦人」

国際連合国際婦人年事務局長  
 ヘルビ・シビラ

閉式の辞 総理府総務副長官 松本十郎

シンポジウム

「国際婦人年にあたっての提言」

上智大学教授 有泉 亨  
 NHKアナウンサー 鈴木健二  
 東京大学教授 中根千枝  
 日本労働協会会長 中山伊知郎  
 ジャーナリスト 縫田暉子  
 国際連合国際婦人年事務局長 ヘルビ・シビラ

11月6日(木) 第2日

特別講演 「今日の婦人問題」

O E C D 婦人問題部会議長  
 シルバ・ゲルバー

フォーラム

「男女平等と婦人の社会参加」  
 司会 評論家 樋口恵子  
 東京大学教授 福武直  
 民間婦人団体

石井あや子  
 奥山えみ子  
 鍛冶千鶴子  
 小清水ユキエ  
 相馬澄子  
 多田香子  
 永信とよ子  
 松浦三知子  
 吉岡初子  
 伊藤久野  
 小田八千代  
 妹島長子  
 祖田ちか子  
 藤田栄

意見発表

総括講演

「明日にむかって」

国際婦人年世界会議  
 日本政府首席代表  
 藤田たき

閉会

(全国組織の婦人団体)

(50年11月現在)

№	団体名	代表者	実行委員	運営委員	連絡先	電話
1	国際NGO国内婦人委員会	市川房枝	大羽敏子	市川房枝	151 渋谷区代々木2-21-11 婦人協会館内	370-0238
2	財団法人日本基督教婦人矯正会	小野さゆり	三井 愛	三井 愛	160 新宿区百人町2-25-5	361-0934
3	新日本婦人の会	石井あや子他5名	山本あや	山本あや	101 千代田区神田神保町1-36 せい明ビル	293-0681
4	社団法人 大学婦人協会	大島清子	藤本愛子	藤本愛子	160 新宿区東大久保2-78 戸山マンション241号	202-0672
5	社団法人 日本看護協会	大島文子	小島ユキエ	小島ユキエ	150 渋谷区神宮前5-8-2	401-8334
6	社団法人 日本女医会	三津美由	山崎倫子	山崎倫子	162 新宿区市ヶ谷河田町19	341-0968
7	主婦連合会	栗むいお	中村紀伊	中村紀伊	102 千代田区六番町15 主婦会館内	261-0442
8	全国地域婦人団体連絡協議会	山崎しげゆり	栗原真由	栗原真由	150 渋谷区渋谷1-17-7 全国婦人会館内	407-4301
9	全国友の会	杉山さゆり他5名	赤木 静	赤木 静	171 豊島区西池袋2-20-11	971-7602
10	全日本労働組合総連合会	佐藤西利	高島順子	高島順子	105 港区芝2-20-12 水産会館	453-5371
11	日本キリスト教青年会	岡田純子	若津保 魚本アサ	若津保 魚本アサ	102 千代田区丸の内4-9-8	264-0641
12	日本主婦同盟	佐野可規	大石 華子	大石 華子	107 港区水産9-29 豊和ビル204	404-9616
13	日本退職女性会連合会	相馬雪香	加 とよ子	加 とよ子	102 千代田区永田町1-11-28 河川ビル内	581-9001
14	日本婦人会連	山下正子	山下正子	山下正子	160 新宿区新宿1-9-1 西河ビル	341-2409
15	日本婦人法律家協会	久米 愛	久米 愛	久米 愛	101 千代田区田原町南1-4 主婦の友ビル 婦人総合法律事務所	294-0841
16	日本婦人有業者同盟	中沢平子	松浦三知子	松浦三知子	151 渋谷区代々木2-21-11 婦人協会館内	370-2727
17	日本民主婦人の会	中沢いづ子	高野つる	高野つる	105 港区芝草場町1 反社党本部内	501-1411
18	日本労働組合総連合会	高橋 真子	上原 淳子	上原 淳子	280 千代田区中央4-5-1 辰島ビル3階	0472-24-2924
19	日本労働組合総連合会	山本まき子	山本まき子	山本まき子	105 港区芝公園1-8-5 総評会館	453-2211
20	元大平洋菜館のアソシエーション	渡辺 純子	渡辺 純子	渡辺 純子	151 渋谷区代々木2-21-11 婦人協会館内	370-0238
21	婦人国際平和自由連盟日本支部	辻 キヨ	西村 華子	西村 華子	112 東京都小石川5-21-5 西村古	811-4948
22	女の会	整理部員制	門野 幸子	門野 幸子	167 杉並区西荻北2-34-2	390-0847
23	財団法人 日本女子社会教育会	田中 英男	式倉 房子	式倉 房子	105 港区芝公園2-6-2	454-5761
24	社団法人 家庭生活研究会	佐藤 純子	月野 宇良	月野 宇良	166 杉並区高円寺南3-51-18 家庭生活センター内	314-0421
25	社団法人 全日本仏教婦人連盟	山本 杉	山本 杉	山本 杉	150 世田谷区藤上4-9-7	303-1598
26	社団法人 日本家庭生計問題研究会	野田 新一	丹本 順子	丹本 順子	105 港区芝公園1-8-5 総評会館	453-2211
27	生涯教育センター	野村 佳子	野村 佳子	野村 佳子	166 杉並区和田1-17-4 大宮ビル内	381-6282
28	消費科学連合会	三巻 秋子	三巻 秋子	三巻 秋子	150 渋谷区笹塚17-9 相互連5ビル	461-8727
29	全日本婦人連合会	竹内 辰代	藤本 美香	藤本 美香	150 渋谷区東1-24-1 匠方会	407-2468
30	婦人主婦の会全国協議会	高 麗 恵子	塚本 すみ子	塚本 すみ子	105 港区芝公園1-8-5 総評会館内	453-2211
31	退職婦人教職員全国連絡協議会	光田 幸子	奥山 栄子	奥山 栄子	161 東京都中央区3-16-12 ホワイ1ビル内	958-3111 22-9276
32	主婦婦人連盟	大久保 さゆり	大久保 さゆり	大久保 さゆり	251 渋谷区神宮前3-3-17	0364-22-9276
33	日本カトリック婦人団体連盟	本間 たか子	本間 たか子	本間 たか子	102 千代田区丸の内4-9-7	261-9230
34	日本キリスト教青年会	一色 雅子	一色 雅子	一色 雅子	160 新宿区西早稲田2-5-18-24 日本キリスト教青年会	203-0372
35	日本女性同盟	西沢 幸子	本多 美香	本多 美香	160 新宿区東新町4-14-10	571-2438
36	日本母体大会連合会	山本 和子	山本 和子	山本 和子	161 東京都中央区3-16-13 ホワイ1ビル内	958-4661
37	日本婦人科学者の会	高 麗 恵子	橋本 勝子	橋本 勝子	170 東京都上海路1-57-1 熱研研究所内	918-0111 49-852
38	日本婦人団体連合会	藤田 幸子	立松 隆子	立松 隆子	151 渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303	407-0147
39	婦人民主クラブ	佐多 昭子	藤原 れい	藤原 れい	150 渋谷区神宮前3-51-18	402-5258
40	婦人民主クラブ尚健連合会	池部 百合子	深上 美子	深上 美子	164 中野区東中野5-13-1	362-9936
41	婦人問題解決会	山田 新子	谷 直子	谷 直子	168 渋谷区東町3-17-12	0474-21-7060

<事務局> 〒151 渋谷区代々木2-21-11 婦人協会館内 電話 370-0238-9 運営委員 ●事務局長 ●副委員長 ●会計 ●庶務員  
 代表者 魚本アサ(日本YWCA) 樋口みづ子(NGO)



国際婦人年日本大会プログラム

司会 西村章子  
串間真弓

開 会

国際婦人年日本大会の開催にあたって(基調報告)

国際婦人年日本大会実行委員会委員長 市川房枝

日本大会によせて

内閣総理大臣  
婦人問題企画推進本部長 三木武夫  
国際婦人年世界会議日本政府首席代表 藤田 元 基  
衆参婦人議員懇談会 衆議院世話人 栗山ひで  
" 参議院世話人 田中寿美子

構 成 劇 「日本婦人の足跡」 構 成 安藤はつえ  
演 出 松岡 勳 子  
語り手 荒木道子  
音 楽 中山新子

討 議 「日本における男女平等について」

問題提起

議 長	実行委員会副委員長	中村紀伊
政治と婦人	政治グループ代表	紀平 悌子
教育と婦人	教育グループ代表	山本あや
婦人労働	労働グループ代表	末吉ユキエ
家庭と婦人	家庭グループ代表	山家 和子
社会福祉と婦人	福祉グループ代表	山下正子
決議の採択	決議文提案	島 垣 れい子
日本大会の歌合唱		参加者一同
閉会あいさつ		新井田 佳子

(6) 行政機関、婦人団体等の取組

1. 行政機関

政府は、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、昭和50年9月23日、総理府に婦人問題企画推進本部(以下本部)を設置した。

また、これと同時に、内閣総理大臣の私的諮問機関として、婦人問題企画推進会議(以下推進会議)が設置された。

推進会議は主として婦人問題に関する基本的考え方、施策の方向について昭和51年4月10日中間意見を発表し、これを受けて本部は、4月30日、国内行動計画概案を発表した。

推進会議は、さらに検討を重ねて昭和51年11月、意見をとりまとめ、本部は、この意見、関係省庁の審議会における関連事項についての意見及び婦人団体の要望等を参考とし、昭和52年1月27日、国内行動計画を策定した。

昭和52年2月1日閣議報告後公表され、各方面に大きく報道され、大きな反響があった。

## 資料 11 婦人問題企画推進本部の設置について

昭和50年9月23日

閣議決定

- 1 国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、総理府に婦人問題企画推進本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	総理府総務長官
本部員	内閣官房副長官
	総理府総務副長官
	経済企画事務次官
	法務事務次官
	外務事務次官
	大蔵事務次官
	文部事務次官
	厚生事務次官
	農林事務次官
	労働事務次官
	自治事務次官

- 3 本部の会議について本部員を補佐させるため、本部に幹事を置く。  
幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、婦人に関する施策について学識経験のある者に対し本部の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て内閣総理大臣官房において処理する。
- 6 前5項目に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 資料12

## 婦人問題企画推進会議について

昭和50年9月23日

閣議口頭了解

- 1 国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策の企画及び推進に資するため、婦人問題企画推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、内閣総理大臣が有識者おおむね30名を委員として依頼し、その叢集と意見の開陳を求める。
- 3 会議には、必要があると認めるときは、専門委員を依頼し、又は参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て内閣総理大臣官房において処理する。

### 婦人問題企画推進会議委員名簿

市川 武雄	電機労連中央執行委員
江上 フジ	東郷学園学園長
大友 よふ	全国地域婦人団体連絡協議会副会長
大森 文子	北里大学病院看護部長 (北)日本看護協会会長
扇谷 正造	評論家
上坂 冬子	評論家
久保田 きぬ子	成蹊大学教授
久米 愛	弁護士
	国連NGO国内婦人委員会副会長
	日本婦人法律家協会会長
アリス・ケーリ	医師
	神戸女学院大学理事
小菅 丹治	(株)伊勢丹社長
小林 ツ子	全国農協婦人組織協議会会長
佐藤 忠良	中央青少年団体連絡協議会委員長
塩 ハマ子	(財)日本女子社会教育会常務理事
千 宗室	茶道家
	京都学園大学教授

相馬雪香	評論家
	日本退職女教師連合会会長
多田とよ子	ゼンセン同盟常任執行委員
田中澄江	劇作家
田村誠	(財)ベターホーム協会理事長
高田ゆり	主婦連合会副会長
滝沢正	医療金融公庫理事
中鉢正美	慶応義塾大学教授
都留重人	一橋大学名誉教授
中込富美子	国際検査株式会社社長 東京商工会議所婦人会理事
中根千枝	東京大学教授
西清子	評論家
縫田暉子	ジャーナリスト
波多野勳子	(財)ファミリースクール理事長
○福武直	東京大学教授
◎藤田たき	前津田塾大学学長
丸田芳郎	花王石鹼株式会社社長
山本まき子	日本労働組合総評議会幹事
山本松代	総合生活研究家

◎印 座長    ○印 座長代理

### 資料13 婦人問題企画推進本部参与について

昭和50年9月23日

1. 婦人問題企画推進本部に参与若干名を置く
2. 参与は、非常勤とし、有識者の中から本部長が委嘱する。
3. 参与は、必要に応じ、本部の推進する対策の企画に参画する。
4. 参与の任期は、1年とし、再委嘱されることを妨げない。

#### 婦人問題企画推進本部参与

石原一子	(株)高島屋東京支店次長
影山裕子	日本電信電話公社経営調査室調査役
湯沢雅彦	お茶の水女子大学教授
渡辺道子	弁護士

関係各省庁の取組のうち主なものは次のとおりである。

法務省の関係では、

(1) 昭和51年5月21日、「民法等の一部改正法」が成立した。まず、民法の改正により、離婚によって婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3カ月以内に戸籍法による届出をすることにより、婚姻中の氏を称することができるようになった。また人事訴訟手続法の改正により、婚姻事件の訴えは、まず夫婦の共通の住所地、次に夫婦の最後の共通の住所地の地裁管轄区域内に、夫又は妻が住所を有するときにはその住所地、これ等の住所地がない場合は夫又は妻の住所地又は死亡時の住所地の地裁管轄に専属することになった。さらに、戸籍法の改正により、母も父と同順位で嫡出子の出生の届出ができることになった。

(2) 法制審議会民法部会身分法小委員会は、昭和50年7月15日、相続制度及び夫婦財産制等に関する基本的な諸問題についての中間報告を出しており、民法等の見直しを引きつづき行われている。

外務省は「国際婦人年世界会議報告」を出版した。

文部省は、婦人の生涯教育を推進するため国立婦人教育会館(仮称)の建設を進めている。

厚生省は、昭和50年度厚生行政年次報告書の作成に当たり、「婦人と社会保障」を総論のテーマに取り上げた。

郵政省は、昭和50年6月、国際婦人年記念切手及び記念スタンプを発行した。

労働省は、前述の諸行事、後述の雇用における条件整備の推進のほか、「男女平等のために」「婦人の社会参加のために」を課題とする国際婦人年意見募集、戦後30年間の婦人の地位の変遷を取りまとめた「婦人の歩み30年」の出版等を行った。

また婦人少年局の出先機関である各婦人少年室においては、各種会合等を通

じての啓発や資料の提供を行い、都道府県レベルでの国際婦人年の推進役となった。

- (イ) 労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会は、国際婦人年に当たり、これを契機として、男女平等に対する関心が内外ともに高まっていることから、職場における男女平等の促進について審議を行い、昭和50年9月「職場における男女平等の促進に関する建議」を提出した。その内容は第60回ILO総会で採択された「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」等の趣旨に沿って各種の対策を構ずることが肝要であると述べ、①男女平等を促進するための気運の醸成、②関係労使団体に対する指導及び資料提供、③賃金、退職制、昇進、昇格、教育訓練等職場における男女の差別的取扱いについての事業主に対する行政指導、④職業指導、職業講習等の充実及び職業生活と家庭生活の調和を図るための環境整備等社会的基盤の育成、⑤勤労婦人の職業意識の向上、⑥職場における男女平等を促進する具体的処理方策等についての調査研究等の施策を推進するべきであるとしている。

同審議会では、その後、ILO第60回総会で採択された「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」の趣旨に沿って、今後「婦人の10年」の間にわが国においてどのような対策を講ずるべきかについて検討を行い、昭和51年10月5日労働大臣あて「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出した。

この建議では、長期的展望として①今後雇用における婦人の機会の均等及び待遇の平等を婦人労働対策の最重点として積極的に推進していく、②雇用における男女平等を徹底するためには、男女が同じ基盤で就労できることが前提要件となるが、これまでの歴史的・社会的要因との関連もあり、婦人労働者については法制上も各種の特別措置が行われている。科学的根拠が認められず、男女平等の支障となるような特別措置は終局的には解消すべきであ

るが、これらの特別措置については、実情に応じた方法で漸進的に解消していくよう努めるべきである。③妊娠、出産に係る母性保護については、きめ細かな対策を講ずるべきであり、このことを理由として婦人労働者を差別すべきではない。

とし、このような長期的展望に立って、当面、同一労働における同一賃金の徹底、若年定年制、結婚、妊娠、出産退職制等の解消等の事項を重点としてその積極的推進を図るべきであるとしている。

- (ロ) これに先立ち労働省は昭和49年12月、学識経験者を委員とする就業における男女平等問題研究会議（座長大河内一男氏）を設置した。同研究会議は客観的、専門的立場から調査研究をすすめ、職場における女子の就業の実情、問題点及び男女平等促進のための対策の基本的方向について取りまとめ、昭和51年10月2日労働大臣あてに提出した。
- (ハ) なお、職場の男女平等に関連の深い判例として昭和40年代以降、女子の若年定年制、結婚退職制等については、憲法第14条、労働基準法第3条、第4条の趣旨に反し公序に反するとして民法第90条により無効とするなど、労働者側が勝訴する例が次々に出されて注目を集めたが、昭和50年8月に伊豆シャボテン公園の男女別定年制について民法第90条により無効であるとする最高裁判決が出された。

○ 昭和50年4月10日秋田地裁民事部は、秋田相互銀行で行っていた男女別賃金表による女子の賃金支払いについて、女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いをしたものであると推認することができるとし、労働基準法第4条に違反するとの判決を下した。労働基準法第4条にかかる裁判例としては初めてのものである。

郵政省は 6 月 23 日から国際婦人年記念切手を発売



● 記念スタンプ (左)

◇ 使用期間 6 月 23 日～29 日

◇ 使用局 全国主要郵便局



地方公共団体においては、講演会の開催等国際婦人年の趣旨に沿った諸行事が行われた。

また、婦人に関する行政について、婦人関係行政に関する総合的な窓口の設置、勤労婦人の福祉に関する専門職員の配置、有識者等による婦人問題に関する懇談会の設置等積極的な動きが見られる。

□ 婦人団体等

国際婦人年中の婦人団体等の活動は非常に活発で、大小多数の集会の開催、多彩な活動の展開、印刷物の発行等が行われた。

日本婦人団体連合会の「婦人白書」の発行、各団体によるシンポジウム、講演会の開催、全国地域婦人団体連合会の「母たちの昭和史」の出版、日本有職婦人クラブ全国連合会の「保護に泣く人笑う人」をテーマとする総会の開催、国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会のマスコミにおける固定的な男女の役割に対する批判、「女の分断を連帯に」をテーマとする 3 日間にわたる集会の開催等各団体が活発に取り組んだ。

国際婦人年を契機に、新たな婦人組織の誕生もあり、例えば、全国的な婦人組織として、紅露みつ氏を会長とする「日本婦人協議会」が昭和 50 年 11 月に結成され大会が開かれた。また佐々木静子参議院議員を会長とする「婦人の人権を守る会」が昭和 50 年 12 月に発足した。

また新たな動きとして、昭和 51 年 1 月 5 日に全国青色申告会総連合婦人部が結成されたのを始めとして、商工業等の自営業に就業する婦人の活動が活発になってきた。

国際婦人年以後も各団体の活動は「婦人の 10 年」にむけて持続的に行われている。

労働組合では、総評等が中心となって開催した「第 21 回働く婦人の中央

集会」(昭和51年4月29・30日)で、日本の婦人労働者の労働権の確立、雇用の平等を目指して「働く婦人の10年の行動計画」が提起された。

また昭和51年5月20日・21日の両日同盟等を中心として「第17回全国婦人の集い」が開催され、「婦人の10年」にむけて意見交換が行われた。同盟においても、「婦人の地位向上をめざす同盟10か年行動計画案」が、提起された。

#### ハ マスメディア

マスメディアによる広報は、国際婦人年の目標や活動を様々な形で広範な人々に周知させ、国際婦人年を盛り上げる大きな力となった。

特に新聞においては、年間を通して各紙が一斉に国際婦人年について取り上げ、朝日新聞「わたしの男女平等論」「日本の女」等、毎日新聞「国際婦人年こちらでは…」等、読売新聞「75おかあさん」等、サンケイ新聞「おんな30年の歩み」等、東京新聞「女の値打ち」等、日本経済新聞「世界のOLの働きぶり」等、など国際婦人年や婦人問題をテーマとしたシリーズを企画し、論説においても国際婦人年をめぐる課題が何度も取り上げられた。

世界会議には多数の婦人記者等が取材に派遣されて開会式の模様を各新聞の一面トップを飾る等のこともあり、婦人問題についての報道としては画期的なことであった。

さらに、いくつかの新聞社で、国際婦人年や男女平等をテーマとする論文等の募集を行った。

#### ○ サンケイ新聞社

論文公募「オピニオンブラザ わたしの正論」

5月のテーマ 男女は本当に平等か

#### ○ 毎日新聞社

論文募集 テーマ 国際婦人年・日本の選択

#### ○ 東京新聞社

読者の体験談募集 男と女の差別

## 2 各分野への婦人の参加の促進

### (1) 政策決定への参加

昭和51年2月5日に開かれた事務次官等会議で、行政への婦人の参画を促進するため次の2点が申し合わされた。

#### イ 審議会等への婦人の登用

審議会等の委員の選考に当たっては、婦人の登用に配慮すること。特に婦人が委員に含まれていない審議会等については、その改選時に当たって、できるだけ婦人の委員を加えるよう努めること。

#### ロ 女子の公務員の採用、登用等

国家公務員法第27条(平等取扱いの原則)の趣旨に基づき、女子の公務員の採用及び登用について十分に配慮すること。

また、女子の公務員の能力の開発、有効発揮等について積極的に努力すること。

なお、国家公務員採用試験受験資格における男女平等の確保については、昭和50年9月、労働省婦人少年局長から人事院任用局長に対して申し入れを行っている。

これらの結果、今まで受験資格が男子に限られていた行政事務Bは、51年度の採用試験から女子にも受験できることとなった。

昭和50年11月以降審議会等への婦人委員の登用については、青少年問題審議会で3名増加、売春対策審議会で2名増加、教育課程審議会で3名増加等少しずつ成果を上げている。

中央官庁における婦人の管理職については、昭和52年3月現在局長1名、課長相当職11名であるが、そのうち、外務省では初の婦人の課長として、昭和51年7月、黒河内久美氏が大臣官房領事移住部領事第二課長に就任した。

地方出先機関では、赤松良子氏が昭和50年7月、婦人で初めて労働基準局長(山梨)に任命された。

司法の分野では、昭和50年11月、野田愛子氏が札幌家庭裁判所所長に就任し、二人目の婦人の裁判所所長になった。また、昭和51年11月には、寺沢光子東京地方裁判所判事が司法研修所教官になった。婦人では初めてである。

また、国際的な分野では、昭和51年4月1日付けで、初の婦人の公使として国連代表部公使に緒方貞子氏が任命された。

国際会議の政府代表等としても婦人が活躍し、昭和51年3月1日から12日までベルギーで開かれた多国籍企業委員会に政府代表として有賀美智子氏が出席した。また、昭和51年4月9日からニューヨークで開かれた国連経済社会理事会に特別顧問として大羽綾子氏が出席した。

昭和51年9月21日から開催された第31回国連総会に政府代表代理として法務総合研究所教官佐藤欣子検事が出席した。

国際機関では、昭和51年1月15日付けでILO事務局長補に日本婦人としてはじめて高橋展子氏が就任した。

都道府県庁の本庁組織における婦人の管理職（課長待遇以上）についてみると、当局が把握した限りでは、昭和49年には10都道府県15名であったのが、昭和51年には、20都道府県36名になり、京都府商工部美術工芸課長等新しい分野への進出もみられる。

また、昭和52年1月には、育森県人事委員会委員に全国で初の婦人委員として鈴木ルリ子氏が選任された。

市町村においては、昭和52年1月、福島県東白川郡棚倉町町長に藤田満寿恵氏が当選し、全国で二人目の婦人の首長となった。

また地方議会では、政令指定都市である京都市において加藤つる氏が昭和50年7月婦人で初めて市議会議員に選ばれた。

教育委員会委員長、収入役室長等の要職にも婦人が就き、建設課長代理等新しい分野へも進出している。

身近な例では、昭和51年12月5日の総選挙で従来投票立台人に2~3

人しかいなかった婦人を11人に増員した町選挙管理委員会の例もある。

婦人の地方議会議員についても昭和51年12月末現在都道府県議会議員は、昭和49年に比べると8名増加して35名、同じく市議会議員は72名増加して397名、町村議会議員は43名増加して232名、特別区議会議員は6名増加して71名となっている。

## (2) その他の主な話題

昭和49年以後の不況は、女子の就業に大きな影響を与え、就職の困難さや解雇を伝えるニュースも多かったがその中で、幾人かの婦人が新しい分野に進み、注目された。

○ 遠藤栄子氏は、昭和50年1月林野庁の養成研修普通科試験を受けて合格、林野庁で婦人としては初めて管理職への有資格者となった。

○ 椎島和子氏は、昭和51年に行われた酒造の一級技能検定に合格した。婦人では初めてである。

○ 酒井美津子氏は、昭和52年1月、婦人では初めて運航管理者となった。（運航管理者はフライトに先立ち、出発地から着陸予定地までの天候の状況、飛行コース・高度等運航に関する情報を集め、飛行実施計画を作る仕事をする。）

また、国際婦人年をにぎわしたその他の主な話題としては、

○ 昭和50年5月、15名の日本女子登山隊がエベレストに挑戦、登山隊長田部井淳子氏が登頂に成功。婦人として世界ではじめてのことである。

○ 昭和50年7月、第89回ウィンブルドン全英庭球選手権大会女子ダブルスで、沢松和子氏が初優勝した。日本の婦人としては、はじめて、日本人としては41年ぶりである。

○ 小林則子氏は、昭和50年11月、沖縄海洋博記念のリングルハンド太平洋横断ヨットレースで、サンフランシスコ—沖縄エキスポ・ポート間を走破。婦人による単独無寄港の世界最長記録を作った。

○ 国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女性たちの会は、「私作る人、あなた食べる人」というラーメンのCMに対し、男女の役割を固定化するものであると抗議し、これをやめさせた。

また昭和52年3月には、児童福祉法施行令の改正により、保育所において保育に従事する資格は、今まで女子に限られていたが、男子も、資格をとることができるようになった。

## 参 考

### 国際婦人年関係 政府資料一覧

(労働省婦人少年局)

婦人関係一般資料№78 国際婦人年参考資料(昭和50年1月)  
婦人関係一般資料№80 国際婦人年記念日本婦人問題会議会議録(昭和51年2月)

号 外 男女平等と婦人の社会参加のために  
— 国際婦人年意見集 —

婦人の歩み30年

国際婦人年情報

№1(昭和49年11月)

№2(昭和50年2月)

№3(昭和50年5月)

№4(昭和50年7月)

婦人関係一般資料№81 婦人の地位情報№1(昭和51年5月)

婦人関係一般資料№82 婦人の地位情報№2(昭和52年2月)

勤労婦人の役割と地位 —日米共同研究報告—

(昭和50年)

(外務省国際連合局)

国際婦人年世界会議報告

(総理府)

婦人関係行政について

国内行動計画概案

国内行動計画

婦人問題企画推進会議中間意見

婦人問題企画推進会議意見

(その他)

日本ILO婦人労働行政アジア地域会議報告書(ILO発行・英文のみ)